

令和元年 10月25日

令和元年 第 10 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和元年第10回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和元年10月25日（金曜日）午後2時00分～午後3時00分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第1・第2会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 新 藤 久 典

4. 欠席委員 5番 内 野 裕 子

5. 説明職員

学校教育部長 田 村 美 砂

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部
参事兼
教育指導課長

教育総務課長 石 川 博 隆

建築課長兼
教育施設担当

給食課長 斎 藤 謙二郎

中 橋 健
副参事

社会教育課長 高 田 匡 章

統括指導主事 吉 岡 琢 真

中央図書館長 當 摩 弘

中央公民館長 佐 伯 芳 幸

6. 書 記

庶務係長 一ツ木 正 美

主 事 後 藤 梨里香

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第29号議案 平成31年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理
執行状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書（案）に
ついて

第4 第30号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例の制定に係る意見の申し出
について

第5 その他報告事項 （1）東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針・
東大和市立小・中学校再編計画（事務局草案）につ
いて
（2）令和2年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要
施策（案）について
（3）東大和市立中央図書館会議室の自習室の開放（試
行）について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから令和元年第10回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、藤宮委員にお願いします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

9月26日から10月23日までの諸務報告であります。

9月26日、木曜日、聖火ランナー選考委員会に出席をいたしました。その後、校長会役員会に出席をいたしました。

9月28日、土曜日、第四小学校、第七小学校、第九小学校の運動会を視察いたしました。本年度は同日開催する学校が多くて、教育委員の皆さま方には分担して運動会を視察していただきました。ありがとうございます。

9月29日、日曜日、第50回市民体育大会水泳大会を視察いたしました。会場はロンドスポーツの屋内プールをお借りして、水泳大会を行いました。参加した子どもたちはほぼ小学生で、中学生は年々少なくなっているということでした。さまざま忙しいだろうと思いますけれども、そのような状況にありました。

10月1日、火曜日、市職員（異動）辞令交付式に出席をいたしました。続いて、東大和市職員永年勤続表彰式に出席をいたしました。続いて、事務改善提案表彰式に出席をいたしました。

10月2日、水曜日、行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

続いて、第十小学校を訪問させていただきました。パラリンピックの関連学習を行っていたものですから、その様子を見せていただきました。ゴールボールという競技を見させていただきました。なかなか難しそうでしたが、子どもたちの反応が良いのですぐ手が出ていました。感覚がやはり何か研ぎ澄まされているような感じで、すばらしいなと思って見ていました。

10月4日、金曜日、東大和市青少年問題協議会に出席をいたしました。続いて、教育委員懇談会に出席をいたしました。

10月5日、土曜日、市政功労者表彰式に出席をいたしました。続いて、第一小学校の運動会を視察いたしました。

10月6日、日曜日、第50回市民体育大会柔道大会を視察いたしました。

10月7日、月曜日、教育委員会の学校訪問で第七小学校を訪問いたしました。

10月8日、火曜日、第四中学校の合唱コンクールを視察いたしました。後半、3年生の合唱を聞きました。各クラスとも非常にこの合唱コンクールを大事にされているようで、後半の部が始まる前にも各学級の子どもたちが丸くなって練習をしていました。あの集中力のすごさに感心してまいりました。「大地讃頌」をどの学級でも歌ったのですけれども、本当に見事でした。すばらしい演奏で、子どもたちの目の輝き、その真剣さに驚きました。

10月9日、火曜日、東京都市教育長会定例会に出席をいたしました。

10月10日、水曜日、教育委員会の学校訪問で第八小学校を訪問いたしました。

10月14日、月曜日、第49回東大和市民文化祭囲碁大会に出席と書いていますが、間違いなく出席はしています。誤解のないようにしていただきたいのですが、私は囲碁ができませんから、出席はしていますけれども、参加はしていません。見ていてということですからずっと見させていただきましたが、囲碁は結構な時間がかかるゲームなのですぐには決着がつかないので、簡単にルール等を教えていただきながら勉強をさせていただきました。あわせて子どもたちに囲碁を教えるような機会、協力するからできないかという話が出たので、一応持ち帰って考えますということで許させていただきました。

10月15日、火曜日、平成31年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価に関する学識経験者意見聴取会に出席をいたしました。

10月16日、水曜日、被災地派遣職員活動報告式に出席をいたしました。第7回総合計画策定本部会議に出席をいたしました。

10月18日、金曜日、第二小学校を訪問いたしました。訪問の内容は、プログラミング教育を視察して、一体どんなものがプログラミング教育に当たるのかということで、授業だけ見せていただきました。1人1台のパソコンを使用しておりまして、台風の予想進路を探るというテーマで、5年生がパソコンを使ってこの先ここで台風が発生した、この先どのような動きをするのかをグループで考えな

がら、最後に紹介し合っておりました。子どもの学びのさまざまな幅広さのようなものを感じてくることができました。

10月20日、日曜日、東大和市日本舞踊連盟発表会で挨拶をさせていただきました。

10月23日、水曜日、行政改革推進本部会議に出席をいたしました。続いて、第22回東大和市社会保障・税番号制度活用等検討本部会議に出席をいたしました。

最後に、教育の日東やまとで開会の挨拶をさせていただきました。挨拶の中では、教員のいじめについて、これから若手の育成が大事だということ、特に中堅教員の役割が大きいという話、それから叱ることということについて、やはりここぞというときに職員をしっかりと叱れるようにしておかないといけない、叱り方にもいろいろありますというお話をしまして、それから校長の責任の重さを感じてもらいたいということ、最後に学力の向上について大変いろいろな分野で伸びてきているという話と保護者の協力についてお話をさせていただきました。

以上でございます。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑がございましたらご発言をお願いします。

新藤委員。

○新藤委員 先ほど10月8日に第四中学校の合唱コンクールを視察していただいて、3年生が「大地讃頌」を見事に歌ったということで、中学生みんなあの歌大好きで、3年生になったらあの歌を歌うということも、合唱コンクールを熱心に行っているところは大体3年生の課題曲というのは「大地讃頌」ですね。ところが、大人向けの非常に難しい曲で生前、永六輔さんが自分の持っているラジオ番組で、子どもたちに「大地讃頌」を歌わせるのは大人のいわゆる押しつけで、難しい歌を歌わされてかわいそうだと言って、非常に学校を批判していて、その後の反応でも、きっとお子さんのいらっしゃらない方、また卒業した方たちだろうけれども、ろくにそういうことも知りもしないで教師が勝手にその難しい曲を押しつけているというのは、それは間違っているということが一時期話題になったことがありました。それを受けて、最近でいうとTBSラジオの森本毅郎さんが同じことを主張していました。難しい合唱曲が中学生に歌えるわけがない。押しつける教師は何を考えているのだということを言っていて、全く勘違いをされています。本当に子どもたちの本当の姿って何なのかというのを見てほしいなと思いました。

投稿しようかなと思ったのですけれども、しませんでした。今回教育長に聞いていただいてすばらしかったという話を伺って、今の中学生たちはやればできるといふところを感じて、私もちょっと心を強くしました。余計な話でした。

○真如教育長 課長何か。教育総務課長。

○石川教育総務課長 私も教育長と一緒に随行で行かせていただいたのですけれども、今の中学生は「大地讃頌」よりもさらに自由曲として難しい歌を歌っていて、私もびっくりして感動しました。本当にレベルが高くなっていると感じました。以上です。

○真如教育長 毎年行っているわけではないですね。

○新藤委員 「大地讃頌」はもうかなり長いこと歌われてきています。NHKの全国音楽コンクール（Nコン）で第四中学校か、第三中学校が出場しましたがけれども、その時どこかの中学校が自由曲で歌ったのです。非常に高い評価を得て以降、合唱コンクールで歌うのが非常にブームになって、私の知っている限りでは東京都の中学校で、合唱コンクールの3年生の課題曲というのと、圧倒的に「大地讃頌」が多いです。

○真如教育長 アンジェラ・アキの「手紙」も歌っていましたよね。

○新藤委員 「手紙」もNコンの課題曲でありましたので、この曲も良く歌われていました。

「大地讃頌」が、1年生のときに3年生のを聞いて、「よし、自分たちも3年になったら歌うぞ。」となるのです。余計な話をしますけれども、私の下の子がピアノを当時、習い始めたけれども、小学校2年生ぐらいで辞めてしまったのです。中学校に入学して1年生のときに「大地讃頌」の合唱を聴いて、「よし僕は3年のときにあの伴奏を弾く。」といって、それから2年間ぐらい毎日「大地讃頌」だけを練習して、それでうれしいことに3年生のときに合唱コンクールの伴奏者を務めて、ただ弾ける曲はそれだけという特殊な形ですけれども、そのぐらい中学生の心をつかんでいるというのは間違いないと思います。

今石川課長がおっしゃったようにどんどんレベルアップしています。本当にNコンの影響だと思います。NHKの合唱コンクールが小学校も含めてどんどんレベルの高い曲に挑戦をしてきて、いわゆる限界がないところがありますね。指導者次第ですよ。

○真如教育長 ぜひ来年はどこかの学校に行って聴いていただきたいです。

○岩田委員 私、第三中学校と第五中学校と行きましたけれども、3年生の課題曲は「大地讃頌」でした。保護者もすごく心に響くものがあって、「大地讃頌」を聴きたいと楽しみにしている保護者もすごく多くいるのを聞きます。

○真如教育長 保護者の方、並んでいましたね。

○岩田委員 中学生すごく立派でした。

○真如教育長 だから、ハミングホールだと間に合わないのですね。

○岩田委員 そうですね。

○藤宮委員 入れ替えしていますね。

○新藤委員 歌詞の中には、冒頭が母なる大地とか、讃えよ大地をと、母が出てくるのでね。

○岩田委員 重ねてしまいますよね。

○新藤委員 お母さん方泣いていますよね。

○藤宮委員 子どもたちが、すごく感動して報告に来ました。私の組優勝しました、私たち2位になりましたと言いに来たので、びっくりしました。子どもたちはよほどうれしかったのだと思います。

○真如教育長 良い話でございました。

◎日程第3 第29号議案 平成31年度東大和市教育委員会の権限
に属する事務の管理執行状況の点検及び
評価（平成30年度分）報告書（案）に
ついて

○真如教育長 日程第3、第29号議案 平成31年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました、第29号議案 平成31年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書（案）につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定では、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価

を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することとされております。

このことから、平成30年度の東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策について、取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題や今後の方向性を示すとともに、公募を含む学識経験者からのご意見をいただきまして、報告書（案）にまとめたものであります。

内容につきましては、お手元の資料に基づき、ご説明申し上げます。

表紙の裏の目次をお開き願いたいと存じます。

この報告書は、4つの章立てと資料で構成をしております。

1ページをご覧ください。

第1章は、教育委員会の点検及び評価についてであります。1の点検及び評価の目的及び2の点検及び評価の内容の説明は、省略をさせていただきます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第2章は、東大和市教育委員会の運営状況についてであります。

1に教育委員会の開催状況を、2は教育委員会議と教育委員懇談会に分けて運営状況を明らかにしております。

6ページをお開きください。

3の教育委員会議以外の教育委員の活動状況は、総合教育会議、学校訪問、各種行事等への参加状況を掲載しております。

7ページでございますが、4のその他は、教育委員会だよりの発行等、主な情報発信の状況を掲載しております。

次の8ページをお開きください。

第3章は、教育委員会の基本方針に基づく平成30年度主要施策の点検及び評価についてであります。

基本方針1は、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成であります。その内容につきまして、8ページから9ページに掲げております。

続きまして、10ページをお開きください。

ただいまの基本方針1に基づく平成30年度における施策の取組状況と今後の取組の方向性を施策ごとに記載しております。

以下、少し飛びますけれども17ページには、基本方針2の「豊かな個性」と「創造力」の伸長。続きまして33ページ、飛びますけれども、33ページには、基

本方針3「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実。続きまして、こちら
も飛びますが47ページになります。こちらには、基本方針4「市民の教育参加」
と「学校経営の改革」の推進につきましても、同様に記載をしております。これ
らの内容に基づきまして、有識者へ取組状況、成果等をそれぞれご説明したとこ
ろでございます。

続きまして、60ページをお開きください。

第4章は、点検及び評価に関する有識者からの意見についてであります。3人
の有識者の皆さまからいただいたご意見をこちらに掲載しております。

このように、この報告書は平成30年度における教育委員会の運営状況並びに平
成30年度教育委員会の基本方針に基づく主要施策及び事務事業の取組状況を明ら
かにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、有識者からの意見を添え、ま
とめたものであります。

今後の予定につきましては、本日、教育委員会でご承認を賜りましたら、教育
委員会から市議会へ報告書を提出したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 私は、最後のほうに記載されている3人の有識者の意見について読ん
でいましたけれども、非常に東大和市の取組を高く評価してくださっていて、し
かも非常に先を見据えて斬新な取組が多くあって期待ができるというところが示
されており、同じ市内に住む1人として非常に心強く思うと同時に、教育委員会
が事務局と頑張っていらっしゃるのが評価されて大変うれしく思います。同時に、
今後、さらに期待するところは各委員からきちんと示されていますので、あるい
は東大和市の独自性を生かした取組なども示されていますので、粘り強くしてい
くと同時に、もっともっと教育委員会、あるいは学校等が頑張っていること、あ
るいは市が全体として頑張っていることを広報して市民全体に広げていくことが
とても大切だなということを改めて思いました。この3人の方の評価というのは、
非常に参考になるのではないかと思います。ありがとうございました。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第29号議案 平成31年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書（案）について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長 ご異議なしと認め、第29号議案 平成31年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書（案）について、本件を承認と決します。

◎日程第4 第30号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例の制定
に係る意見の申し出について

○真如教育長 日程第4、第30号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例の制定に係る意見の申し出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第30号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例の制定に係る意見の申し出について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

条例の制定に当たりましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する事項について、教育委員会の意見を申し出るため、本件をご提案申し上げるものであります。

いじめ防止対策の推進に向けては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、市内全ての小・中学校が学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができる体制を整備してまいりました。また児童・生徒を対象とするいじめに関するアンケート調査や教員を対象としたいじめ防止に係る研修の実施、いじめ防止のためのシンポジウム開催などに取り組んでまいりました。

本条例は、このような背景のもと、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他関係機関の連携のもと、社会全体でいじめの問題を克服するためにいじめ

防止対策推進法に基づいた基本理念や体制等を定め、いじめの防止等の対策を一層推進するために制定するものであります。

それでは、条例の内容につきまして、お手元の資料に基づきご説明申し上げます。

条例の第1条は、本条例の目的でありまして、いじめの防止等の対策につきましては、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市のいじめの防止等に関する基本的な事項を定めることにより、学校、家庭及び地域が連携したいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしております。

第2条は、用語の定義を規定したものであります。

第3条は、いじめ防止のための基本理念を項立てにより掲げております。

第1項は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすことに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うこと。第2項は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを行わず、いじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に解決できるようにすることを旨として行うこと。第3項は、学校においていじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行うこと。第4項は、学校、市、家庭、地域住民その他関係者の連携のもとに社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うことの4つの基本理念としたものであります。

第4条は、児童等のいじめの禁止を規定したものであります。

第5条から第8条につきましては、本条例に係る関係者の責務を規定したものであります。

第5条は、市の責務につきましては、関係機関と連携し、いじめの防止等の対策を策定し、それらを推進する責務があると規定したものであります。

第6条は、教育委員会の責務につきましては、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じる責務があると規定したものであります。

第7条、学校及び学校の教職員の責務につきましては、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むこと、また児童等

がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があると規定したものであります。

第8条、保護者の責務につきましては、保護する児童等がいじめを行うことがないよう規範意識を養うための指導等に努めること。保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に保護すること。市、教育委員会、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める責務があると規定したものであります。

第9条は、いじめの防止等のための対策の基本的考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東大和市いじめ防止対策推進基本方針として定めることを規定したものであります。

第10条は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、東大和市いじめ問題対策連絡協議会の設置を規定したもので、第1項は協議会を構成する関係者、第2項は協議会の協議事項、第3項は協議会の組織及び運営に関する事項は教育委員会が規則で定めることを規定したものであります。

第11条は、基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置を規定したもので、第2項及び第3項は委員会の所掌事務、第4項は学校においていじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、教育委員会に報告をすること。第5項及び第6項は対策委員会の委員構成、任期、第7項は対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定めることを規定したものであります。

第12条は、市長は、いじめ防止対策推進法第30条第1項に規定する場合においては、当該報告に係る重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定により、市長の附属機関として、東大和市いじめ問題調査委員会を設置することができることを規定したもので、第2項は調査委員会の所掌事務、第4項及び第5項は調査委員会の委員、任期、第6項は調査委員会の設置及び調査終了時の市議会への報告、第7項は調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

第13条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長または教育委員会が別に定めることを規定したものであります。

附則であります。第1項は、条例の施行日を令和2年1月1日からとしたものであります。

第2項は、本条例で設置する東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会、本条例で設置することができる東大和市いじめ問題調査委員会の委員報酬を規定するため、東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正するもので、教育委員会いじめ問題対策委員会委員及び東大和市いじめ問題調査委員会委員の報酬をそれぞれ月額9,000円と規定するものであります。

条例の説明は以上であります。本条例の施行により新たに制定する規則案を議案資料としてご配付させていただいておりますので、参考にしていただければと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 いじめ問題は、どこでも言われているように非常に深刻な社会問題であり、特にいじめを受けた子にとっては、生涯拭えない心の傷を与えたり、場合によってはもっと重大な事態を招いたりするものであり、絶対許してはならないし、なくさなくてはならないと思います。

今回推進条例が制定され、さらに引き続いて規則等も定められていくということです。市全体の責務としてきちっと広報に努めて、市内全ての子どもと大人も含めて、当然学校で教鞭をとっている教員たちは当然のことですけれども、それ以外の人たちもこの内容について良く知っているということを徹底していかなくてはならないと思っています。同時に皆さんがご存じのように、兵庫県神戸市の小学校で教員による教員へのいじめというのが、マスコミ等におもしろおかしく取り上げられていますけれども、そのことを示す意味は、行われていることよりも発生したということの意味のほうが非常に重要な問題だと思って、教員たちには襟を正してもらわなくてはならないし、子どもたち一人ひとりの多様性を柔軟にまとめて、いじめを絶対許さないと、学校の文化としてつくり上げていくことを学校の努力も求めたいし、また市を挙げて応援する体制をつくっていかなくてはならないということをこの条例を見ながら思いました。感想ですみません。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第30号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例の制定に係る意見の申し出について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第30号議案 東大和市いじめ防止対策推進条例の制定に係る意見の申し出について、本件を承認と決します。

◎日程第5 その他報告事項

○真如教育長 日程第5、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針・東大和市立小・中学校再編計画(事務局草案)について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○石川教育総務課長 それでは、本日差し替え版として机上のほうへ配付いたしました追加報告資料1をご覧くださいと思います。

教育委員会事務局におきましては、去る6月26日に東大和市学校の適正規模等のあり方検討会議から提出いただきました意見書の趣旨や東大和市公共施設等総合管理計画及び東大和市公共施設等マネジメント行動計画等を踏まえまして、教育の質を確保しつつ、将来にわたって子どもたちの快適な学習環境を整備、充実させていくために、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等について、新たな方針の策定とそれに基づく学校の再編の検討が必要であると考えております。

そこで、10月4日の教育委員懇談会でもたたき台としてお示し申し上げましたけれども、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の新たな方針とそれに基づく東大和市立小・中学校再編計画の案につきまして、前回一部記載が間に合わなかった箇所の訂正等を行った事務局草案を本日お示しさせていただいたところでございます。本日はこれについて改めてご説明申し上げまして、委員の皆さまのご意見等を頂戴できればと存じております。

初めに、1枚めくっていただきまして、新たな方針の(案)についてでございます。こちら、1枚目については大きく変更はございません。

次またもう1枚めくっていただいて、裏にございます項番の3というところで、

特別支援教育の推進でございます。1行目から2行目にかけてですが、現在、平成31年度から全ての小・中学校に特別支援教室が設置されておりますことから、前回は市内全中学校となつてございましたけれども、これを市内全小・中学校に表記を改めたことでございます。

それから、利用者の増加を踏まえまして、2行目後半になりますけれども、特別支援教室利用の児童・生徒数の増加に伴いという文言を追加表記いたしました。

なお、参考までに追加、訂正しました文言につきましては、下線をつけるようにしております。

続きまして、再編計画の案でございます。

目次を開いていただいて、3ページをご覧くださいと思います。

大項目1、東大和市の目指す学校像の項番(2)東大和市の学校の現状でございます。①の年少人口の推計についてでございますが、この中で東大和市の人口ビジョン等に触れてございますので、前回のたたき台にはございませんけれども、将来の人口推計の東大和市の人口ビジョンが平成27年10月に発行されてございますが、こちらの推計の3パターンとそれから実際に人口の推移を比較したグラフについて追加をいたしました。

次に、文章の中で2つ目の段落でございますけれども、平成27年度の20年後ということで、前回は令和22年になっていたのですけれども、こちら間違えていまして、令和17年ということで、40年後が令和37年で、前回数字が間違えてございましたので、それぞれ数字を訂正したところでございます。それに合わせまして、4ページにございますグラフについても、矢印を正して直したものになっています。

続きまして、引き続き4ページ目でございます。

②の児童数・生徒数でございますけれども、今までは普通学級のための児童・生徒数で表現をしておりましたけれども、東京都が今回追加しました推計値もですけれども、固定学級、特別支援の利用数も合わせて総数で表示をすることにいたしましたので、そのように数字を前回よりも修正をいたしました。

それから、説明文の3行目でございますが、これは平成3年度に前回なつてございました。こちらは平成30年度の誤りでしたけれども、現時点におきましては、令和元年5月時点の現在の数字が出ておりますことから、その数字に置き換えました。

次、3つ目の段落ですけれども、こちらは前回ありませんでしたけれども、東京都からの児童・生徒数の令和6年度までの推計が資料として出されてございますので、そちらの内容と平成25年度からの実数と今後6年後の推計値を小・中学校の児童数、生徒数ということで、実数と推計のグラフを追加してございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

項番（3）適正規模の学校をつくるでございますが、2行目の段階という表現の前に発達という文言を表記させていただきまして、発達段階というよりわかりやすくしたものでございます。それから2段落目の1行目から2行目にかけて、前は小規模校のメリットも考えられますという表記だったのですが、こちらはメリットがある一方という表現に改めました。

飛びますけれども、10ページをご覧いただきたいと思います。

大項目2、計画の概要の（2）再編に関する考え方でございます。

まず①としまして、教育行政上の最優先課題と考えますということで前回お示ししたのですが、教育課題と、最優先課題としますというより強目な表現に改めました。それから最下段になりますが、前回ありませんでしたけれども、⑩としまして、特別支援教育の推進のための文言についても新たに追加をしているところでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

大項目の3、計画の具体的な内容になります。その中の（1）のタイトルでございすが、前は第九小学校、第七小学校と併記していましたが、第九小学校の第七小学校への統合という表現に改めました。その文章の中の3行目でございすが、前回5年目の昭和56年度となっていましたけれども、これは開校5年目に表現を改めました。

続きまして、12ページをご覧いただきたいと思います。

最後の2つの段落になりますが、表現の一部見直しをしてございすが、内容について特に変更はございません。表現をすっきりさせました。

続きまして、13ページでございすが。

（2）でございすが。こちら先ほどと同じように第三小学校の第五小学校への統合という表現に改めてございすが。それから説明文章の下から4行目になりますが、第五小学校と第六小学校の児童数の前は整合性という表現だったのですが、均衡という文言に変えているところでございすが。その次の段落で

すけれども、これは隣の12ページの表現と同じく修正して、文章を1つにつなげて直したところでございます。

続きまして、14ページをご覧いただきたいと思います。

(4)でございますが、第五小学校の通学区域の前回見直しになってございましたが、前の(3)、さらにその2で通学区域の変更になってございます。こちら、見直しと変更で両方混在してしまうと混乱しますので、変更に統一する表記にしています。

続きまして、この図の下にございます(5)、中学校の統合の検討についてでございますけれども、最後の2行目で、従前は統合も含め慎重に検討をという表記になってございましたが、項番のタイトルにもありますように統合の検討ということでも出ていますので、統合についての表現に改めました。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと思います。

大項目4、地域の拠点としての学校施設のあり方でございます。ここは、前回の懇談会のときには表記が間に合わなかったということで、基本的な考え方のみにとどめさせていただいたのですけれども、その後、(2)としまして児童の放課後対策、それから(3)としまして防災拠点としての役割、(4)地域コミュニティの拠点としての役割ということでそれぞれ記述を追加していますので、(1)の基本的な考え方のところを少し短くいたしました。

(2)を簡単に私のほうで読み上げさせていただきます。

児童の放課後対策ということで、放課後の子どもたちの安全確保と健全育成を目的に、放課後児童クラブ(学童保育所)を運営しております。令和元年度現在、市内の学童保育所は全て小学校の外部に設置されていますので、授業終了後、児童は小学校を出て学童保育所まで通所しています。あわせて、小学校内の教室を利用した放課後子ども教室も全ての小学校で実施されています。

小学校の再編に伴いまして、これらの事業の再構築を検討する必要があります。

教育委員会では、国が策定した「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、「東大和市子ども・子育て支援事業計画」との連携を図り、より良い放課後対策について、関係部局と調整・検討を進めます。

なお、学童保育所の学校内設置については、別途策定する「東大和市学校施設長寿命化計画」の方針に基づき検討することとしますという表現を追加いたしました。

続きまして、（３）の防災拠点としての役割という部分でございますが、学校は、公民館や市民センター等と同様の耐震・耐火機能を備えた公共建物であります。「東大和市地域防災計画」では、学校施設を災害発生時の避難所として指定しています。各学校においては、避難所として収容可能な面積及び人数が一定の基準で定められています。学校再編により、全体の収容人数にも影響を及ぼすこととなることから、今後における学校の防災拠点としてのあり方について、防災担当部局との慎重な調整が求められます。「東大和市地域防災計画」の改定の際には具体的な対応を盛り込む必要性が見込まれます。また防災備蓄コンテナに備蓄する食糧・水・毛布等の数量についても、再調整が求められます。

あわせて、学校施設を地域の防災拠点、避難所とした災害時の対応に配慮した施設整備については、「東大和市学校施設長寿命化計画」の中で検討を進めることとしますという表現をしております。

最後、（４）としまして、地域コミュニティの拠点としての役割でございます。

学校を含む公共施設の整備に当たっては、市民にとって極めて身近な小学校区程度の行動領域を単位としました第一次生活圏域（コミュニティ区）、それから中学校区程度の領域を単位としました第二次生活圏域を基準として適正配置に努めてきました。

東大和市では、おおむね小・中学校区を単位として、地域コミュニティが醸成されてきた歴史があります。学校の再編や通学区域の変更に伴い、地域コミュニティの再編も考えられることから、統合によるスケールメリットを最大限活用し、地域の活動がより活発に行われるよう、地域コミュニティの拠点として、地域・保護者・学校・関係部局・教育委員会が連携して魅力ある学校づくりについて、それぞれの立場から意見を出し合い、ともに検討を進めていくこととしますという記述を追加してございます。

このように教育委員会だけでなく、この再編計画に基づきまして子育て支援部門や防災、地域、コミュニティ部門との連携も念頭に置いた計画で考えておるところでございます。

最後、５再編のスケジュールは、特にこちらの変更はございません。

以上、私のほうから前回お示ししましたたたき台草案の中から加筆修正した点につきまして、私のほうからご説明申し上げます。本日はこの事務局草案をもとにより良い草案として取りまとめるべく、委員の皆さまからご意見をお聞かせ

いただきたいと存じております。また本日いただきましたご意見等を参考にしまして、次回の教育委員懇談会におきましてさらにご検討を加えていただきたいと思っておりますので、重ねてお願い申し上げます。

私からの説明は、以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○真如教育長 報告が終わりました。

質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 今度の教育委員懇談会のときに再度、この案件が出るということで
すね。

○石川教育総務課長 はい。

○真如教育長 それでは、また読んでいただいて、今度の懇談会のときにまたご意見を伺いたいと思います。

それでは、質疑を終了いたします。

報告事項（２）令和２年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策（案）について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○石川教育総務課長 令和２年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策の策定につきまして、こちら10月４日の懇談会におきまして、第１次案で委員の皆さまにご提案をさせていただきました。本日ご意見の締め切りではないですが、皆さまからご意見等ありましたらお寄せいただければと思います。

あと局内の締め切りも10月28日にさせていただきます、またこちらにも比較表など修正しましたら、また改めて作りまして、来週、開催します教育委員懇談会のほうで第２次案ということで改めてお示しさせていただきます、その際には担当部署の教育指導課のほうから変更があった箇所について詳しく説明させていただければと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項（３）東大和市立中央図書館会議室の自習室の開放（試行）について、

本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○**當摩中央図書館長** それでは、その他報告事項の資料3をご覧くださいと思います。

中央図書館会議室の自習室の開放（試行）についてでございます。

これは毎年のように行っておりまして、この夏休みに行いました試行についての実績報告になります。

試行の実績日数ですが、今年度は延べ44日間で、7月6日から9月15日までの土曜日、日曜日、さらには小・中学校の夏休み期間を通して、例年より土日の日数を増やして実施しております。

利用対象者につきましても、今回は小学5年生以上からさらに大学生ということで明記を加えてございます。延べ利用者数は376人ということで、1日平均8.5人、昨年が平均6.1人なので、若干増えたかなという状況です。

それから、特徴的なところでいいますと、7番の最多利用者のところですが、今回44日間のうち33日間、33回も非常に多く利用された方がお一人いらっしゃいました。あとは複数回利用された方は大体30%前後で、平均利用時間も約2時間半から3時間弱で例年どおりです。

あとは、利用者数が、定員18人のところ1日平均8.5人ということで少ないですが、ただ一度利用された方は複数回利用されますので、引き続き少し内容を調整しながら引き続き試行していきたいと考えております。

報告につきましては、以上です。

○**真如教育長** 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○**真如教育長** それでは、質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○**真如教育長** 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和元年第10回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時00分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 藤宮 志津子